

標茶町マイホーム応援事業について

町では住宅の新築及びリフォームを行う方に対し、一定の条件を満たした場合に助成をします。

●助成の対象となる方(1つの住宅または町民1人につき1回限りとします。)

次の要件のいずれにも該当する方が対象です。

①標茶町に住所を有している方または住所を有する予定である方のうち、満20歳以上の方。

※標茶町に住所を有する予定の方は、工事が完了するまでに住所を有してください。

②町内住宅の所有者(同居親族を含む)で、対象住宅に居住している方または居住する予定である方。

③住宅所有者と同居親族全員が町税や各所使用料などを完納していること。

④暴力団員、暴力団の構成員でないこと。

⑤町内の建設業者(建設業法第3条第1項に規定する建設業を営む者)と請負契約を締結した方。

⑥決定の通知を受けた日から年度内に工事が完了できること。

⑦工事対象が、専用住宅及び併用住宅(住宅部分のみ)であること。

※賃貸住宅は、助成の対象となりません。

⑧過去に本事業による助成を受けたことがない方。

●助成対象工事

①住宅の新築工事または新築建売住宅の購入(床面積50㎡以上)

②次に掲げる住宅リフォーム

- ・増築または改築工事
- ・基礎、土台、柱、筋交い等の補強工事
- ・間取りの変更等模様替えを行う工事
- ・台所、浴室、便所の改良または水洗化改造工事
- ・外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事
- ・断熱、気密改修工事または遮音工事
- ・給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事

※次の場合は助成できません。

- ・後付照明器具、備置きコンロ、ストーブ、エアコン、便座、家具、カーテン、ブラインド、じゅうたん等を設置購入する場合。
- ・車庫、物置等に係わる施工をする場合。
- ・外構に係わる舗装、融雪設備、散策路、庭、花壇等を施工する場合。

●受付

受付窓口 標茶町役場 建設水道課住宅都市計画係

受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで(土日祝日除く)



●助成内容

町内の店舗や事業所などで使える「町内共通お買物券」で助成します。助成額に千円未満の端数が生じ

たときは、これを切り捨てた金額となります。

【助成額一覧表】

工事の種類	助成対象工事費	助成額
① 住宅の新築または 新築建売住宅の購入	500 万円未満	助成対象外
	500 万円以上	一律 30 万円を助成
② 住宅リフォーム	10 万円未満	助成対象外
	10 万円以上 200 万円未満	10%を助成
	200 万円以上	一律 20 万円を助成
③ 水洗化改造工事 (単独工事の場合※)	10 万円未満	助成対象外
	10 万円以上 30 万円未満	10%を助成
	30 万円以上	一律 3 万円を助成

※住宅リフォームと併用して行う水洗化改造工事は、「②住宅リフォーム」の工事とみなします。

※助成対象となった工事費への充当はできません。

●交付申請に必要な書類等

- ①助成交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して窓口(建設水道課住宅都市計画係)に提出してください。

【添付書類】

- ・誓約書兼同意書
- ・工事の見積書(町内の建設業者の押印があるもの)及び契約書の写し
- ・対象となる住宅の図面
- ・施工前の状況がわかる写真
- ・建築確認申請書の写し又は建築工事届の写し(新築の場合)
- ・納税証明書
- ・(町外の方は)登記事項証明書など所有者だと分かるもの
- ・その他必要とされるもの

- ②助成金交付申請書は窓口(建設水道課住宅都市計画係)でお受け取りになるか、町ホームページでダウンロードしてください。

※助成は予算の範囲内となります。



お問合せ

標茶町マイホーム応援事業

標茶町役場 建設水道課住宅都市計画係

TEL:015-485-2111

FAX:015-485-4111

アドレス

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp>